

令和5年度第1回
東京都国民健康保険運営協議会
資料

東京都保健医療局

令和5年9月7日

目次

- 1 東京都国民健康保険運営協議会について
- 2 東京都の国民健康保険の現状について
- 3 東京都国民健康保険運営方針に基づく
令和5年度の取組について
- 4 東京都国民健康保険運営方針の改定に
ついて
- 5 今後のスケジュール

1 東京都国民健康保険運営協議会について

東京都国民健康保険運営協議会について

【設置】

- 国保制度改革に伴い、都道府県にも、国保事業の運営に関する重要事項について審議する場である国保運営協議会を設置することとされた(国保法第11条)。

【法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、区市町村)の位置付け】

都道府県に設置される国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金について ・国保運営方針の作成 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表

区市町村に設置される国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険料の徴収 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

東京都国民健康保険運営協議会の開催予定(令和5年度)

第1回 (令和5年9月7日)	第2回 (令和5年11月予定)	第3回 (令和6年2月予定)
<p>(諮問事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都国民健康保険運営方針の改定について ・東京都の国民健康保険の現状 ・都国保運営方針に基づく令和5年度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度仮係数による納付金・標準保険料率の算定結果 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都国民健康保険運営方針の改定について ・令和4年度決算 ・令和6年度納付金・標準保険料率の算定結果

2 東京都の国民健康保険の現状について

東京都の国民健康保険の現状

現状(令和3年度)

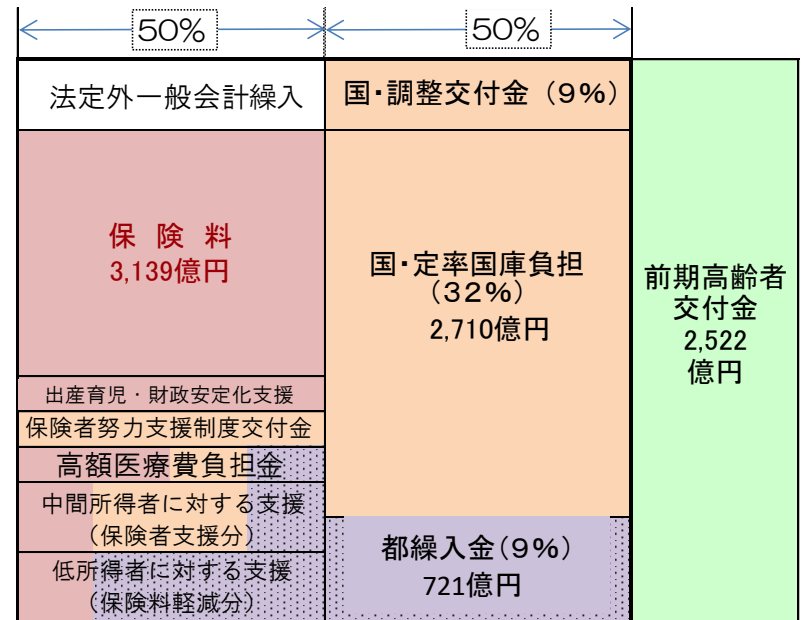
	全国	都
被保険者数	約2,599万人	約278万人
うち65歳以上	約1,175万人	約96万人
1人当たり平均所得 (旧ただし書き所得)	672千円	1,017千円 【1位】
1人当たり保険料(税)	89,266円	105,050円 【1位】
所得に対する保険料 負担率	9.6%	7.3% 【47位】
収納率	94.24%	91.43% 【47位】
滞納世帯割合	11.9%	19.8% 【47位】

※【順位】は、全国比

一人当たり平均所得は令和2年実績

財源構成(令和3年度決算)

医療給付費等総額 約1兆863億円



【公費の内訳】

国 3,455億円

都 1,168億円

区市町村 596億円(うち、法定外繰入 414億円)

3 東京都国民健康保険運営方針に基づく 令和5年度の実施について

国保財政健全化の取組

赤字削減・解消の取組

【運営方針における取組の方向性】

- 区市町村はそれぞれの状況を勘案し、医療費適正化や収納率向上の取組、保険料（税）率の見直しを図る必要があるため、国保財政健全化計画を策定し、計画的に赤字を削減・解消
- 都は、区市町村の取組状況を把握し、必要な助言を実施

○国保財政健全化計画策定状況

- ・赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた「区市町村国保財政健全化計画」を59区市町村が策定済

○都のこれまでの取組

- ・計画策定対象の区市町村（島しょを除く）からヒアリングを実施、都HPに「区市町村国保財政健全化計画」とともに法定外繰入等の額、解消予定年次等を見える化し、公表。
- ・計画期間が長期の区市町村に個別のヒアリングを行うなど、区市町村に対し解消に向けた助言等を実施。

○今後の方向性（国の動き等）

- ・令和2年度交付分の保険者努力支援制度から、法定外繰入の解消等の実施状況に係る評価指標において、マイナス評価が導入。

※令和6年度交付分においては、「令和4年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が減少していない場合」等には減点となる。

保険料(税)の徴収の適正な実施について

収納率向上の取組

【運営方針における取組の方向性】

○目標収納率の設定

規模別を廃止し、区市町村別に前年度の現年分収納率実績に対する伸び率を目標に設定

○収納率向上対策の推進

- ・区市町村は、多様な納付方法の導入など納付環境の整備、滞納者へのきめ細かい対応を行った上で、法令に基づく滞納処分等を実施
- ・都は、区市町村の担当職員の人材育成等を支援

○都繰入金2号分を活用した支援(令和4年度実績)

- ・令和4年度交付基準において、運営方針で定めた目標収納率を成績分の指標に設定。(44ヶ所達成)
- ・また、業務の効率化を支援するため、自動音声催告システムやSMS催告などの初期導入経費について、事業分として交付。(6ヶ所対象)

○各種研修・実地支援の実施(令和5年度実施)

- ・収納率向上対策支援計画に基づき各種研修を実施し、区市町村職員への知識の付与、実践力の向上を図るとともに、区市町村ごとの課題に対し、徴収指導員により個別に実地支援を行う。
 - ・研修 初任者説明会 30人、基礎編 2日 71人、財産調査編 57人、滞納処分編 47人、執行停止編 55人
- ・執行停止等や具体的事例への助言に係る実地支援 4か所(令和4年度実績)

医療費適正化の取組(1)

保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定

【運営方針における取組の方向性】

- 全ての区市町村で保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定・見直しを行えるよう支援
- 計画の推進に当たり、国保データベース(KDB)システムの有効活用等により、取組の充実が図られるよう支援

○データヘルス計画支援事業(令和5年度実施)

- ・都道府県単位での計画の標準化を推進するため、「標準化ツール」及び「共通評価指標」を含む計画策定の手引きを配布し、第三期計画の策定を支援

糖尿病性腎症重症化予防の取組

【運営方針における取組の方向性】

- 全区市町村において糖尿病性腎症重症化予防の取組が進むよう支援
- 都版プログラムを関係団体へ周知するとともに、医療関係者等との情報共有を図る

○糖尿病性腎症重症化予防事業に関する情報共有(令和5年度実施)

- ・保健事業連絡会において、区市町村の取組の好事例を共有(予定)
- ・令和5年7月開催の「東京都糖尿病医療連携協議会」において都内区市町村の取組状況を共有

医療費適正化の取組(2)

加入者の適正受診・適正服薬に向けた取組

【運営方針における取組の方向性】

- 医師会、薬剤師会等と連携し、広域的な調整や事業の推進体制の構築支援
- 薬局と連携し、被保険者の適正服薬の向上に向けた普及啓発等を実施

○重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業(令和5年度実施)

- ・各区市町村が地域の状況に応じて地区薬剤師会と連携して重複・多剤服薬者対策を実施できるよう、都薬剤師会とマッチングや助言等の支援を行う。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

【運営方針における取組の方向性】

- 後発医薬品使用希望カードや差額通知等の区市町村の取組を支援
- 医師会、薬剤師会等と連携して医療関係者等の理解促進

○医療関係者向け講演会の開催(令和5年度実施予定)

- ・後発医薬品の安心使用促進に向け、医療関係者の理解促進を図るため、動画配信型の講演会を実施し、地域における取組事例の紹介等を行う。

○ジェネリックカルテの作成(令和5年度実施)

- ・地域ごとの後発医薬品の使用割合について、レセプトデータをもとに医療機関、薬局、患者の状況などを整理し、分析を行うことにより、使用割合への影響度を明確化する。(活用自治体:15か所)

区市町村の事務の標準化・効率化

事務の標準化

【運営方針における取組の方向性】

○市町村事務処理標準システムの導入

○市町村事務処理標準システムの導入促進(令和4年度実績)

- ・令和4年12月時点で22区市町村が導入済、19区市町村が導入予定(その他自治体についても国が示す仕様に基づくシステム標準化を予定)
- ・国は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(令和4年10月7日閣議決定)により、令和7年度までに、国保を含む基幹業務のシステム標準化を目指すとしていることから、都は、引き続き区市町村における導入を支援。

事務の効率化

【運営方針における取組の方向性】

○事務処理基準の統一及び積極的な情報提供

○オンライン資格確認の普及に向けた取組(令和5年度実施)

- ・マイナンバーカードと被保険者証の一体化に向け、区市町村との意見交換・情報提供等。
- ・法改正に係る様々な事項について、国へ情報提供のうえ課題等説明。

4 諮問事項：
東京都国民健康保険運営方針の改定について

東京都国民健康保険運営方針の改定について

(1) 改定の趣旨

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2により令和2年12月に策定した東京都国民健康保険運営方針(以下「国保運営方針」という。)の対象期間(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)が満了することから、これまでの国保運営方針に基づく取組の状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。

(2) 改定案作成にあたっての考え方

- ・ 平成30年度以降の新制度において、都は財政運営の責任主体として、毎年、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定を適切に実施するなど、国民健康保険事業会計を円滑に運営している。
- ・ 都と区市町村は、国保運営方針に基づき、財政健全化、事務の標準化・効率化、医療費適正化の取組を着実に実施してきた。
- ・ 引き続き、財政運営の安定化を図りつつ、法定外繰入の解消、納付金の算定方法(保険料水準の統一)、区市町村における収納対策、医療費適正化、人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の更なる推進などについて区市町村と議論し、必要な取組を着実に実施していく。

国民健康保険運営の現状及び運営方針に基づく取組状況について

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

項目	現行の運営方針策定時	現状																																																																																																
被保険者数等の状況	<p>加入世帯数及び被保険者の状況 (各年度3月末時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">加入世帯数</th> <th colspan="2">被保険者数</th> <th rowspan="2">加入率</th> </tr> <tr> <th></th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>221万世帯</td> <td>327万人</td> <td>94.6%</td> <td>24.1%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>215万世帯</td> <td>311万人</td> <td>95.2%</td> <td>22.8%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>209万世帯</td> <td>299万人</td> <td>96.0%</td> <td>21.7%</td> </tr> </tbody> </table>		加入世帯数	被保険者数		加入率		対前年度比	H28	221万世帯	327万人	94.6%	24.1%	H29	215万世帯	311万人	95.2%	22.8%	H30	209万世帯	299万人	96.0%	21.7%	<p>加入世帯数及び被保険者の状況 (各年度3月末時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">加入世帯数</th> <th colspan="2">被保険者数</th> <th rowspan="2">加入率</th> </tr> <tr> <th></th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>204万世帯</td> <td>288万人</td> <td>96.4%</td> <td>20.8%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>201万世帯</td> <td>281万人</td> <td>97.7%</td> <td>20.3%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">更新予定</p>		加入世帯数	被保険者数		加入率		対前年度比	R1	204万世帯	288万人	96.4%	20.8%	R2	201万世帯	281万人	97.7%	20.3%	R3																																																								
	加入世帯数			被保険者数			加入率																																																																																											
			対前年度比																																																																																															
H28	221万世帯	327万人	94.6%	24.1%																																																																																														
H29	215万世帯	311万人	95.2%	22.8%																																																																																														
H30	209万世帯	299万人	96.0%	21.7%																																																																																														
	加入世帯数	被保険者数		加入率																																																																																														
			対前年度比																																																																																															
R1	204万世帯	288万人	96.4%	20.8%																																																																																														
R2	201万世帯	281万人	97.7%	20.3%																																																																																														
R3																																																																																																		
被保険者の年齢構成	<p>被保険者の年齢階級別の構成割合 (平成30年度9月末時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>～24歳</th> <th>25～34歳</th> <th>35～44歳</th> <th>45～54歳</th> <th>～54歳計</th> <th>55～64歳</th> <th>65～74歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>15.0%</td> <td>11.1%</td> <td>12.2%</td> <td>14.0%</td> <td>52.3%</td> <td>14.2%</td> <td>33.5%</td> </tr> <tr> <td>特別区</td> <td>15.5%</td> <td>12.2%</td> <td>12.9%</td> <td>14.5%</td> <td>55.1%</td> <td>14.1%</td> <td>30.7%</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>13.8%</td> <td>8.7%</td> <td>10.7%</td> <td>12.9%</td> <td>46.1%</td> <td>14.4%</td> <td>39.5%</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>13.3%</td> <td>6.3%</td> <td>9.6%</td> <td>11.6%</td> <td>40.8%</td> <td>16.5%</td> <td>42.6%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>13.1%</td> <td>7.1%</td> <td>9.6%</td> <td>11.3%</td> <td>41.1%</td> <td>15.7%</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table>		～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	～54歳計	55～64歳	65～74歳	東京都	15.0%	11.1%	12.2%	14.0%	52.3%	14.2%	33.5%	特別区	15.5%	12.2%	12.9%	14.5%	55.1%	14.1%	30.7%	市	13.8%	8.7%	10.7%	12.9%	46.1%	14.4%	39.5%	町村	13.3%	6.3%	9.6%	11.6%	40.8%	16.5%	42.6%	全国	13.1%	7.1%	9.6%	11.3%	41.1%	15.7%	43.2%	<p>被保険者の年齢階級別の構成割合 (令和3年度9月末時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>～24歳</th> <th>25～34歳</th> <th>35～44歳</th> <th>45～54歳</th> <th>～54歳計</th> <th>55～64歳</th> <th>65～74歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">更新予定</p>		～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	～54歳計	55～64歳	65～74歳	東京都					0.0%			特別区								市								町村								全国					0.0%		
	～24歳		25～34歳	35～44歳	45～54歳	～54歳計	55～64歳	65～74歳																																																																																										
	東京都	15.0%	11.1%	12.2%	14.0%	52.3%	14.2%	33.5%																																																																																										
特別区	15.5%	12.2%	12.9%	14.5%	55.1%	14.1%	30.7%																																																																																											
市	13.8%	8.7%	10.7%	12.9%	46.1%	14.4%	39.5%																																																																																											
町村	13.3%	6.3%	9.6%	11.6%	40.8%	16.5%	42.6%																																																																																											
全国	13.1%	7.1%	9.6%	11.3%	41.1%	15.7%	43.2%																																																																																											
	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	～54歳計	55～64歳	65～74歳																																																																																											
	東京都					0.0%																																																																																												
特別区																																																																																																		
市																																																																																																		
町村																																																																																																		
全国					0.0%																																																																																													

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

項目	現行の運営方針策定時	現状																																																												
被保険者の年齢構成	前期高齢者の加入割合(各年度3月末時点)	前期高齢者の加入割合(各年度3月末時点)																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">東京都</th> <th rowspan="2">全国平均</th> </tr> <tr> <th>特別区</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>32.7%</td> <td>30.1%</td> <td>38.3%</td> <td>40.0%</td> <td>41.1%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>33.2%</td> <td>30.6%</td> <td>39.2%</td> <td>41.9%</td> <td>42.5%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>33.2%</td> <td>30.4%</td> <td>39.2%</td> <td>42.8%</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table>		東京都			全国平均	特別区	市	町村	H28	32.7%	30.1%	38.3%	40.0%	41.1%	H29	33.2%	30.6%	39.2%	41.9%	42.5%	H30	33.2%	30.4%	39.2%	42.8%	43.2%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">東京都</th> <th rowspan="2">全国平均</th> </tr> <tr> <th>特別区</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>33.6%</td> <td>30.9%</td> <td>39.5%</td> <td>43.8%</td> <td>44.0%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>34.2%</td> <td>31.5%</td> <td>40.0%</td> <td>44.4%</td> <td>44.9%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">更新予定</td> </tr> </tbody> </table>		東京都			全国平均	特別区	市	町村	R1	33.6%	30.9%	39.5%	43.8%	44.0%	R2	34.2%	31.5%	40.0%	44.4%	44.9%	R3	更新予定												
	東京都			全国平均																																																										
	特別区	市	町村																																																											
H28	32.7%	30.1%	38.3%	40.0%	41.1%																																																									
H29	33.2%	30.6%	39.2%	41.9%	42.5%																																																									
H30	33.2%	30.4%	39.2%	42.8%	43.2%																																																									
	東京都			全国平均																																																										
	特別区	市	町村																																																											
R1	33.6%	30.9%	39.5%	43.8%	44.0%																																																									
R2	34.2%	31.5%	40.0%	44.4%	44.9%																																																									
R3	更新予定																																																													
所得の状況	一人当たり所得金額の推移	一人当たり所得金額の推移																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都平均</th> <th>対前年度比</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>格差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>104万円</td> <td>102%</td> <td>245万円</td> <td>58万円</td> <td>4.2倍</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>106万円</td> <td>102%</td> <td>235万円</td> <td>65万円</td> <td>3.6倍</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>110万円</td> <td>103%</td> <td>296万円</td> <td>57万円</td> <td>5.2倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般被保険者分 各年度の前年の所得を各年度の9月末の被保険者数により除した額</p>		都平均	対前年度比	最高	最低	格差	H29	104万円	102%	245万円	58万円	4.2倍	H30	106万円	102%	235万円	65万円	3.6倍	R1	110万円	103%	296万円	57万円	5.2倍	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都平均</th> <th>対前年度比</th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>格差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>103万円</td> <td>94%</td> <td>288万円</td> <td>49万円</td> <td>5.9倍</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>102万円</td> <td>99%</td> <td>302万円</td> <td>62万円</td> <td>4.9倍</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>0万円</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">更新予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般被保険者分 各年度の前年の所得を各年度の9月末の被保険者数により除した額</p>		都平均	対前年度比	最高	最低	格差	R2	103万円	94%	288万円	49万円	5.9倍	R3	102万円	99%	302万円	62万円	4.9倍	R4	0万円	更新予定															
	都平均	対前年度比	最高	最低	格差																																																									
H29	104万円	102%	245万円	58万円	4.2倍																																																									
H30	106万円	102%	235万円	65万円	3.6倍																																																									
R1	110万円	103%	296万円	57万円	5.2倍																																																									
	都平均	対前年度比	最高	最低	格差																																																									
R2	103万円	94%	288万円	49万円	5.9倍																																																									
R3	102万円	99%	302万円	62万円	4.9倍																																																									
R4	0万円	更新予定																																																												
	保険料(税)軽減世帯の割合(平成30年度)	保険料(税)軽減世帯の割合(令和3年度)																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">東京都</th> <th rowspan="2">全国</th> </tr> <tr> <th>特別区</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6(7)割軽減世帯</td> <td>26.8%</td> <td>27.3%</td> <td>25.9%</td> <td>24.6%</td> <td>30.6%</td> </tr> <tr> <td>4(5)割軽減世帯</td> <td>9.3%</td> <td>8.9%</td> <td>10.1%</td> <td>11.7%</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>2割軽減世帯</td> <td>8.3%</td> <td>7.5%</td> <td>10.0%</td> <td>11.3%</td> <td>11.0%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44.4%</td> <td>43.7%</td> <td>46.0%</td> <td>47.6%</td> <td>55.2%</td> </tr> </tbody> </table>		東京都			全国	特別区	市	町村	6(7)割軽減世帯	26.8%	27.3%	25.9%	24.6%	30.6%	4(5)割軽減世帯	9.3%	8.9%	10.1%	11.7%	13.6%	2割軽減世帯	8.3%	7.5%	10.0%	11.3%	11.0%	合計	44.4%	43.7%	46.0%	47.6%	55.2%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">東京都</th> <th rowspan="2">全国</th> </tr> <tr> <th>特別区</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6(7)割軽減世帯</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">更新予定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4(5)割軽減世帯</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">更新予定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2割軽減世帯</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">更新予定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">更新予定</td> <td>55.2%</td> </tr> </tbody> </table>		東京都			全国	特別区	市	町村	6(7)割軽減世帯	更新予定				4(5)割軽減世帯	更新予定				2割軽減世帯	更新予定				合計	更新予定			55.2%
	東京都			全国																																																										
	特別区	市	町村																																																											
6(7)割軽減世帯	26.8%	27.3%	25.9%	24.6%	30.6%																																																									
4(5)割軽減世帯	9.3%	8.9%	10.1%	11.7%	13.6%																																																									
2割軽減世帯	8.3%	7.5%	10.0%	11.3%	11.0%																																																									
合計	44.4%	43.7%	46.0%	47.6%	55.2%																																																									
	東京都			全国																																																										
	特別区	市	町村																																																											
6(7)割軽減世帯	更新予定																																																													
4(5)割軽減世帯	更新予定																																																													
2割軽減世帯	更新予定																																																													
合計	更新予定			55.2%																																																										

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

項目	現行の運営方針策定時	現状																																																		
医療費総額の状況	<p>医療費総額の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療費総額</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>10,365億円</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>10,110億円</td> <td>97.5%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>9,859億円</td> <td>97.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般被保険者分</p>		医療費総額	対前年度比	H28	10,365億円	97.6%	H29	10,110億円	97.5%	H30	9,859億円	97.5%	<p>医療費総額の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療費総額</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>9,760億円</td> <td>99.0%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>9,234億円</td> <td>94.6%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>9,834億円</td> <td>106.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般被保険者分</p>		医療費総額	対前年度比	R1	9,760億円	99.0%	R2	9,234億円	94.6%	R3	9,834億円	106.5%																										
	医療費総額	対前年度比																																																		
H28	10,365億円	97.6%																																																		
H29	10,110億円	97.5%																																																		
H30	9,859億円	97.5%																																																		
	医療費総額	対前年度比																																																		
R1	9,760億円	99.0%																																																		
R2	9,234億円	94.6%																																																		
R3	9,834億円	106.5%																																																		
一人当たり医療費の状況	<p>一人当たり医療費の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別区平均</th> <th>市平均</th> <th>町村平均</th> <th>都平均</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>306千円</td> <td>322千円</td> <td>318千円</td> <td>311千円</td> <td>101.0%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>313千円</td> <td>331千円</td> <td>332千円</td> <td>318千円</td> <td>102.4%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>316千円</td> <td>336千円</td> <td>333千円</td> <td>322千円</td> <td>101.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般被保険者分</p>		特別区平均	市平均	町村平均	都平均	対前年度比	H28	306千円	322千円	318千円	311千円	101.0%	H29	313千円	331千円	332千円	318千円	102.4%	H30	316千円	336千円	333千円	322千円	101.2%	<p>一人当たり医療費の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別区平均</th> <th>市平均</th> <th>町村平均</th> <th>都平均</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>325千円</td> <td>345千円</td> <td>342千円</td> <td>331千円</td> <td>102.8%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>318千円</td> <td>334千円</td> <td>336千円</td> <td>323千円</td> <td>97.5%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>351千円</td> <td>360千円</td> <td>353千円</td> <td>354千円</td> <td>109.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般被保険者分</p>		特別区平均	市平均	町村平均	都平均	対前年度比	R1	325千円	345千円	342千円	331千円	102.8%	R2	318千円	334千円	336千円	323千円	97.5%	R3	351千円	360千円	353千円	354千円	109.6%		
	特別区平均	市平均	町村平均	都平均	対前年度比																																															
H28	306千円	322千円	318千円	311千円	101.0%																																															
H29	313千円	331千円	332千円	318千円	102.4%																																															
H30	316千円	336千円	333千円	322千円	101.2%																																															
	特別区平均	市平均	町村平均	都平均	対前年度比																																															
R1	325千円	345千円	342千円	331千円	102.8%																																															
R2	318千円	334千円	336千円	323千円	97.5%																																															
R3	351千円	360千円	353千円	354千円	109.6%																																															
医療費の将来の見通し	<p>ア 推計医療費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 未就学児 (0～6歳)</td> <td>144億円</td> <td>148億円</td> <td>152億円</td> <td>160億円</td> </tr> <tr> <td>イ 未就学児・高齢受給者以外 (7～69歳)</td> <td>5,970億円</td> <td>5,797億円</td> <td>5,629億円</td> <td>5,307億円</td> </tr> <tr> <td>ウ 高齢受給者 (70～74歳)</td> <td>3,535億円</td> <td>3,399億円</td> <td>3,269億円</td> <td>3,022億円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,849億円</td> <td>9,344億円</td> <td>9,050億円</td> <td>8,489億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 一人当たり推計医療費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 未就学児 (0～6歳)</td> <td>232千円</td> <td>240千円</td> <td>249千円</td> <td>266千円</td> </tr> <tr> <td>イ 未就学児・高齢受給者以外 (7～69歳)</td> <td>284千円</td> <td>292千円</td> <td>301千円</td> <td>318千円</td> </tr> <tr> <td>ウ 高齢受給者 (70～74歳)</td> <td>593千円</td> <td>596千円</td> <td>598千円</td> <td>602千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>350千円</td> <td>357千円</td> <td>365千円</td> <td>380千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>納付金算定における推計方法(年齢区分ごとの被保険者数・一人当たり医療費から推計)を用いて推計</p>	区分	R3	R4	R5	R7	ア 未就学児 (0～6歳)	144億円	148億円	152億円	160億円	イ 未就学児・高齢受給者以外 (7～69歳)	5,970億円	5,797億円	5,629億円	5,307億円	ウ 高齢受給者 (70～74歳)	3,535億円	3,399億円	3,269億円	3,022億円	合計	9,849億円	9,344億円	9,050億円	8,489億円	区分	R3	R4	R5	R7	ア 未就学児 (0～6歳)	232千円	240千円	249千円	266千円	イ 未就学児・高齢受給者以外 (7～69歳)	284千円	292千円	301千円	318千円	ウ 高齢受給者 (70～74歳)	593千円	596千円	598千円	602千円	合計	350千円	357千円	365千円	380千円	<p>※ 国の策定要領において「国保運営方針においても、都道府県医療費適正化計画における国保の医療費の見込みやその推計方法を参考とすることが望ましい」とあることから、都医療費適正化計画における推計と整合を図り、ア・イともR6からまでのR11までの推計を行う予定</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p style="font-size: 24px; color: white; background-color: #4a86e8; padding: 10px 20px; border-radius: 15px; display: inline-block;">更新予定</p> </div>
区分	R3	R4	R5	R7																																																
ア 未就学児 (0～6歳)	144億円	148億円	152億円	160億円																																																
イ 未就学児・高齢受給者以外 (7～69歳)	5,970億円	5,797億円	5,629億円	5,307億円																																																
ウ 高齢受給者 (70～74歳)	3,535億円	3,399億円	3,269億円	3,022億円																																																
合計	9,849億円	9,344億円	9,050億円	8,489億円																																																
区分	R3	R4	R5	R7																																																
ア 未就学児 (0～6歳)	232千円	240千円	249千円	266千円																																																
イ 未就学児・高齢受給者以外 (7～69歳)	284千円	292千円	301千円	318千円																																																
ウ 高齢受給者 (70～74歳)	593千円	596千円	598千円	602千円																																																
合計	350千円	357千円	365千円	380千円																																																

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

項目	現行の運営方針の記載	現状・取組の状況など
----	------------	------------

赤字解消・削減の取組

○ 解消・削減すべき赤字は原則として早期に解消を図ることが望ましいが、急激な保険料(税)率引上げが必要となり、被保険者に大きな影響を与えるため、区市町村それぞれの状況等を勘案し、医療費適正化や収納率向上の取組を進めるとともに、計画的に保険料(税)率の見直しを図る。

【区市町村】

- ・ 計画策定対象区市町村は、赤字の削減目標年次、削減予定額(率)及び具体的な取組内容を定めた国保財政健全化計画(赤字削減・解消計画)を策定し、計画に定めた具体的な取組を実施

【都】

- ・ 各区市町村の国保財政健全化計画(赤字解消・削減計画)及び法定外繰入等の額、解消予定年次等を見える化し、公表
- ・ 解消目標年次が長い区市町村に対してヒアリングを実施し、解消に向けた助言。
- ・ 各区市町村の決算状況に基づく分析を行い、解消年次の前倒しを要請するなど、助言・指導を行っている。

表13 法定外一般会計繰入の状況(平成30年度)

項目	決算補填等目的分計			決算補填等以外の目的分計(注4)	一般会計繰入金(法定外)合計		
	決算補填目的のもの(注1)	保険者の政策によるもの(注2)	過年度の赤字によるもの(注3)				
全国	金額(億円)	49	1,052	156	1,258	653	1,910
	割合	2.6%	55.1%	8.2%	65.9%	34.2%	
東京都	金額(億円)	27	511	36	574	72	646
	割合	4.2%	79.1%	5.6%	88.9%	11.1%	

(注1) 保険料の収納不足のため、高額療養費貸付金

(注2) 保険料(税)の負担緩和を図るため、地方単独事業の保険料(税)の軽減額、任意給付費に充てるため

(注3) 累積赤字補填のため、公債費、借入金利息

(注4) 保険料(税)の減免額に充てるため、地方単独事業の医療給付費波及増等、保健事業費に充てるため、直営診療施設に充てるため、納税報奨金(納付組織交付金)等、基金積立、返済金、その他

(注5) 端数の関係上、合計が一致しない場合がある。

表13 法定外一般会計繰入の状況(令和3年度)

項目	決算補填等目的分計			決算補填等以外の目的分計(注4)	一般会計繰入金(法定外)合計		
	決算補填目的のもの(注1)	保険者の政策によるもの(注2)	過年度の赤字によるもの(注3)				
全国	金額(億円)	6	638	29	674	607	1,281
	割合	0.5%	49.8%	2.3%	52.6%	47.4%	
東京都	金額(億円)	3	315	6	323	90	414
	割合	0.7%	76.1%	1.4%	78.0%	21.7%	

(注1) 保険料の収納不足のため、高額療養費貸付金

(注2) 保険料(税)の負担緩和を図るため、地方単独事業の保険料(税)の軽減額、任意給付費に充てるため

(注3) 累積赤字補填のため、公債費、借入金利息

(注4) 保険料(税)の減免額に充てるため、地方単独事業の医療給付費波及増等、保健事業費に充てるため、直営診療施設に充てるため、納税報奨金(納付組織交付金)等、基金積立、返済金、その他

(注5) 端数の関係上、合計が一致しない場合がある。

第4章 区市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項

項目	現行の運営方針策定時	現状
----	------------	----

保険料(税)の概要

一人当たり保険料(税)の推移

	全国	東京都			
		特別区	市	町村	
H26	84,871円	89,618円	96,921円	73,394円	63,945円
H27	84,053円	90,381円	98,110円	73,187円	65,396円
H28	86,369円	95,224円	102,973円	78,041円	67,640円
H29	87,535円	99,116円	108,359円	78,622円	69,297円
H30	87,768円	102,557円	112,178円	81,258円	72,719円

一般被保険者分

モデル世帯における保険料(税)の状況(令和2年度)

夫婦2人・子供2人世帯の場合			単身世帯の場合		
順位	保険者名	保険料(税)	順位	保険者名	保険料(税)
1	江戸川区	474,800円	1	青ヶ島村	19,800円
2	特別区	446,950円	2	神津島村	17,100円
22	中野区	440,300円	3	江戸川区	16,560円
⋮			⋮		
60	利島村	235,250円	60	利島村	8,400円
61	小笠原村	229,400円	61	檜原村	8,100円
62	御蔵島村	165,250円	62	御蔵島村	7,500円

※特別区(千代田区、中野区、江戸川区を除く)は、統一保険料方式を採用しているため、保険料額は同一となる。

※介護分を除く。

一人当たり保険料(税)の推移

	全国	東京都			
		特別区	市	町村	
H29	87,535円	99,116円	108,359円	78,622円	69,297円
H30	87,768円	102,557円	112,178円	81,258円	72,719円
R元	89,125円	104,395円	113,962円	83,356円	73,778円
R2	88,937円	103,130円	111,514円	85,012円	74,777円
R3		更新予定			

一般被保険者分

モデル世帯における保険料(税)の状況(令和5年度)

夫婦2人、子供2人(小学生以上)世帯の場合			単身世帯の場合		
順位	保険者名	保険料(税)	順位	保険者名	保険料(税)
1			1		
2			更新予定		
3					
60			60		
61			61		
62			62		

※特別区(千代田区、中野区、江戸川区を除く)は、統一保険料方式を採用しているため、保険料額は同一となる。

※介護分を除く。

第4章 区市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項

項目	現行の運営方針の記載	現状・取組の状況など
<p>国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の基本的な考え方</p> <p>納付金の算定方法</p>	<p>○ 年齢調整後の医療費水準や収納率が同じであれば同じ保険料水準になる仕組みとなっており、医療費適正化や収納率向上を推進していく中で、将来的には保険料水準の平準化を目指していく。</p> <p>○ 区市町村においては、医療費水準や保険料(税)収納率の差異があるため、直ちに統一の保険料水準を目指すことは困難。第一段階として、納付金算定において医療費水準等を反映せず、各区市町村の所得水準と被保険者数のみを用いることとすること(納付金ベースの統一)を目指す。</p>	<p>(国の動き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)により、令和6年4月から「保険料の水準の平準化に関する事項」が必須記載事項とされた。 <p>(都と区市町村の協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度以降、東京都国民健康保険連携会議において、納付金ベースにおける統一に向け、課題整理、影響のシミュレーション、意見聴取等、区市町村との協議を開始 ・令和3年度、連携会議において納付金ベースの統一までの工程表(案)を提示 ・令和4年度、都と区市町村の代表で構成する保険料水準統一に向けた検討ワーキングを設置、工程表案に基づき、医療費指数反映係数αの引き下げの開始年次及び個別事情による納付金額の調整、医療費適正化等について議論

第5章 区市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

項目	現行の運営方針の記載	現状・取組の状況など																																																																																				
区市町村の状況	現年分収納率の推移 <table border="1" data-bbox="269 318 861 622"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>90.95%</td> <td>91.45%</td> <td>91.92%</td> <td>92.45%</td> <td>92.85%</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>86.74%</td> <td>87.44%</td> <td>87.63%</td> <td>88.02%</td> <td>88.55%</td> </tr> <tr> <td>(全国との差)</td> <td>▲ 4.21%pt</td> <td>▲ 4.01%pt</td> <td>▲ 4.29%pt</td> <td>▲ 4.43%pt</td> <td>▲ 4.30%pt</td> </tr> <tr> <td>特別区</td> <td>85.00%</td> <td>85.73%</td> <td>85.89%</td> <td>86.30%</td> <td>86.83%</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>91.83%</td> <td>92.48%</td> <td>92.70%</td> <td>93.27%</td> <td>93.82%</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>93.01%</td> <td>93.36%</td> <td>93.63%</td> <td>94.20%</td> <td>94.02%</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	全国	90.95%	91.45%	91.92%	92.45%	92.85%	東京都	86.74%	87.44%	87.63%	88.02%	88.55%	(全国との差)	▲ 4.21%pt	▲ 4.01%pt	▲ 4.29%pt	▲ 4.43%pt	▲ 4.30%pt	特別区	85.00%	85.73%	85.89%	86.30%	86.83%	市	91.83%	92.48%	92.70%	93.27%	93.82%	町村	93.01%	93.36%	93.63%	94.20%	94.02%	現年分収納率の推移 <table border="1" data-bbox="924 318 1970 622"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>92.45%</td> <td>92.85%</td> <td>92.92%</td> <td>93.69%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>88.02%</td> <td>88.55%</td> <td>88.92%</td> <td>90.26%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(全国との差)</td> <td>▲ 4.43%pt</td> <td>▲ 4.30%pt</td> <td>▲ 4.00%pt</td> <td>▲ 3.43%pt</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別区</td> <td>86.30%</td> <td>86.83%</td> <td>87.33%</td> <td>88.76%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>93.27%</td> <td>93.82%</td> <td>93.70%</td> <td>94.54%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>94.20%</td> <td>94.02%</td> <td>94.03%</td> <td>95.41%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1804 458 2032 605" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; color: white; font-weight: bold;">更新予定</div>		H29	H30	R元	R2	R3	全国	92.45%	92.85%	92.92%	93.69%		東京都	88.02%	88.55%	88.92%	90.26%		(全国との差)	▲ 4.43%pt	▲ 4.30%pt	▲ 4.00%pt	▲ 3.43%pt		特別区	86.30%	86.83%	87.33%	88.76%		市	93.27%	93.82%	93.70%	94.54%		町村	94.20%	94.02%	94.03%	95.41%	
	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																	
全国	90.95%	91.45%	91.92%	92.45%	92.85%																																																																																	
東京都	86.74%	87.44%	87.63%	88.02%	88.55%																																																																																	
(全国との差)	▲ 4.21%pt	▲ 4.01%pt	▲ 4.29%pt	▲ 4.43%pt	▲ 4.30%pt																																																																																	
特別区	85.00%	85.73%	85.89%	86.30%	86.83%																																																																																	
市	91.83%	92.48%	92.70%	93.27%	93.82%																																																																																	
町村	93.01%	93.36%	93.63%	94.20%	94.02%																																																																																	
	H29	H30	R元	R2	R3																																																																																	
全国	92.45%	92.85%	92.92%	93.69%																																																																																		
東京都	88.02%	88.55%	88.92%	90.26%																																																																																		
(全国との差)	▲ 4.43%pt	▲ 4.30%pt	▲ 4.00%pt	▲ 3.43%pt																																																																																		
特別区	86.30%	86.83%	87.33%	88.76%																																																																																		
市	93.27%	93.82%	93.70%	94.54%																																																																																		
町村	94.20%	94.02%	94.03%	95.41%																																																																																		
目標収納率	<p>○区市町村別に前年度の現年分収納率実績に対する伸び率を目標に設定する。</p> <p>○既に現年分収納率が高い区市町村は伸び率が小さくなる傾向にあることを踏まえ、目標設定する伸び率の幅は現年分収納率の高さに応じて傾斜させる</p>	<p><目標収納率の達成状況></p> <table border="1" data-bbox="924 746 1773 925"> <thead> <tr> <th></th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成自治体数</td> <td>37</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>		R元	R2	R3	目標達成自治体数	37	44	44																																																																												
	R元	R2	R3																																																																																			
目標達成自治体数	37	44	44																																																																																			
収納率向上対策の推進	<p>○ 都の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 区市町村ごとの徴収に係る組織体制や取組状況を踏まえた助言・指導、担当職員の人材育成等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 収納対策のテーマ別研修や、徴収指導員が区市町村に継続して出向き、具体的な支援を実施 成績に応じた交付のほか、業務のデジタル化等事業に要する経費について都繰入金により財政支援 指導検査による指導・助言 																																																																																				

第6章 区市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

項目	現行の運営方針の記載	現状・取組の状況など												
レセプト点検の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ○ レセプト点検の充実強化に向けた都の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療給付専門指導員による取組支援等、都繰入金による財政支援、指導検査による指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検事務説明会・意見交換会を開催、実地での指導検査を実施 <レセプト点検の一人当たり財政効果額> <table border="1" data-bbox="963 358 1638 508"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>1,650</td> <td>1,765</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>560</td> <td>573</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 		R1	R2	R3	東京都	1,650	1,765		全国	560	573	
	R1	R2	R3											
東京都	1,650	1,765												
全国	560	573												
柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支給適正化に向けた都の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道整復療養費の支給事務に関する説明会を実施、都繰入金による財政支援、指導・監査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道整復療養費の支給事務に関する説明会を実施、都繰入金による財政支援、指導・監査の実施 												
海外療養費について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支給適正化に向けた都の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先事業者の情報提供、支給実績のある医療機関の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外療養費及び出産育児一時金(海外出産)について、区市町村の委託実績がある事業者や支給実績のある海外医療機関の情報を集約し、区市町村へ情報提供 ・ 海外療養費事務処理等マニュアルを毎年度改訂 												
都道府県による保険給付の点検、事後調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内で区市町村間の異動があった被保険者に係るレセプトの縦覧・横覧点検を国保連合会へ委託して実施(令和元年10月から運用開始) ・ 都は、区市町村からの委託を受けて行う不正利得の回収に係る事務処理規約を策定(平成30年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内の区市町村間の異動があった被保険者に係るレセプトの縦覧・横覧点検を国保連合会へ委託して実施(令和元年10月から運用開始) ・ 「東京都が区市町村の委託を受けて行う保険医療機関等又は指定訪問看護事業所からの不正利得の回収に係る事務処理規約」を策定(平成30年度) 												

第7章 医療費の適正化の取組に関する事項

項目	現行の運営方針の記載	現状・取組の状況など																																			
保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定・推進	○ 都は、全ての区市町村で計画の策定・見直しを行えるよう支援。計画の推進に当たり、KDBシステムの有効活用や庁内連携により、取組の充実が図られるよう支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・62区市町村でデータヘルス計画策定済（令和2年度末時点） ・ 都は、支援の実績やノウハウのある大学等と連携し、3か年で62区市町村に向けてデータヘルス計画未策定自治体に向けた計画策定支援や策定済み区市町村に向けたデータヘルス計画の見直し支援等を実施（令和2年度から令和4年度） ・ 都は、都道府県単位での計画の標準化を推進するため、「標準化ツール」及び「共通評価指標」を含む計画策定の手引きを配布し、第三期計画の策定を支援（令和5年度） 																																			
特定健診・特定保健指導実施率の向上	○ 都は、先進的な事例の収集及び情報提供や、都繰入金による財政支援、保険者協議会と連携した取組等により、区市町村の取組を支援	<p>＜特定健診・特定保健指導実施率＞</p> <table border="1" data-bbox="899 714 1922 921"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">特定健診実施率</th> <th colspan="4">特定保健指導実施率</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>44.7%</td> <td>44.2%</td> <td>40.8%</td> <td>42.9%</td> <td>15.3%</td> <td>13.9%</td> <td>14.2%</td> <td>13.8%</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>37.9%</td> <td>38.0%</td> <td>33.7%</td> <td>36.4%</td> <td>28.8%</td> <td>29.3%</td> <td>27.9%</td> <td>27.9%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都は、都繰入金を活用し、特定健診受診率等が向上した区市町村に対して交付金を交付、好事例の共有 		特定健診実施率				特定保健指導実施率				H30	R1	R2	R3	H30	R1	R2	R3	東京都	44.7%	44.2%	40.8%	42.9%	15.3%	13.9%	14.2%	13.8%	全 国	37.9%	38.0%	33.7%	36.4%	28.8%	29.3%	27.9%	27.9%
	特定健診実施率				特定保健指導実施率																																
	H30	R1	R2	R3	H30	R1	R2	R3																													
東京都	44.7%	44.2%	40.8%	42.9%	15.3%	13.9%	14.2%	13.8%																													
全 国	37.9%	38.0%	33.7%	36.4%	28.8%	29.3%	27.9%	27.9%																													
糖尿病性腎症重症化予防の取組の推進	○ 都は、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の周知や地域における取組状況や課題の情報共有などにより、全区市町村において取組が進むよう支援	<p>＜糖尿病性腎症重症化予防事業の実施区市町村＞ 受診勧奨57・保健指導58（令和4年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都は、医師会、糖尿病対策推進協議会の三者の連名で平成30年3月に策定した「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を改定（令和4年3月） ・ 都は、プログラム改定を踏まえ、医療関係者向け研修会を開催（令和4年度） 																																			

第7章 医療費の適正化の取組に関する事項

項目	現行の運営方針の記載	現状・取組の状況など										
<p>加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、都繰入金を活用し、区市町村の取組を支援。 ○ 医師会、薬剤師会等と連携し、広域的な調整や事業の推進体制の構築等を支援 	<p><医療費通知の実施状況></p> <table border="1" data-bbox="872 305 1632 415"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施区市町村</td> <td>49</td> <td>52</td> <td>57</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都は、医薬品適正使用に関するリーフレットや残薬バッグを配布し被保険者向け普及啓発を実施（令和2年度・令和3年度） ・ 都は、専門知識を有する東京都薬剤師会と連携し、精神疾患患者も含めた服薬指導のモデル事業を実施（令和2年度～令和4年度） ・ 都は、各区市町村が地域の状況に応じて地区薬剤師会と連携して重複・多剤服薬者対策を実施できるよう、都薬剤師会とマッチングや助言等の支援を実施（令和5年度） 		H30	R1	R2	R3	実施区市町村	49	52	57	
	H30	R1	R2	R3								
実施区市町村	49	52	57									
<p>後発医薬品の使用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、後発医薬品使用希望カードや差額通知等の区市町村の取組を支援。医師会、薬剤師会等と連携して医療関係者等の理解促進 	<p><差額通知の実施状況></p> <table border="1" data-bbox="872 848 1736 958"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施区市町村</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都繰入金等により、差額通知の取組を支援 ・ 都は、学識経験者、医療関係者、都民代表等で構成される後発医薬品安心使用促進協議会の設置し、後発医薬品の安心使用促進を図る取組について協議（令和元年度～） ・ 都は、医療機関向け講演会の開催、レセプトデータをもとに、医療機関・薬局・患者の使用割合など体系的に整理したジェネリックカルテを作成（令和2年度～） ・ 都は、子育て世代向けリーフレットを作成・配布するとともに、各区市町村で活用できるようデータをHPに掲載（令和3年度） 		H30	R1	R2	R3	実施区市町村	59	59	59	59
	H30	R1	R2	R3								
実施区市町村	59	59	59	59								

第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

項目	現行の運営方針の記載	現状・取組の状況など
保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都と区市町村は、地域包括ケアシステムの構築に向け、保健医療・福祉部門と連携し、取組実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた部局横断的な会議体や地域支援事業への国保部門の参画 21区市町村(令和4年度)
国保データベース(KDB)システム等情報基盤の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、KDBシステムの健診・医療に係る情報基盤を活用し、区市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し保健事業の運営に対し助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険法等改正法により、令和2年4月から都から区市町村にレセプト情報等の提供を求めることが可能

第9章 区市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

項目	現行の運営方針の記載	現状・取組の状況など
事務の標準化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者証の様式の統一 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証は各区市町村が交付 ・ 様式・色・有効期間(2年間)は統一されている。(次回の一斉更新は令和3年10月) ・ 高齢受給者証との兼用証の統一については、オンライン資格確認の実施状況を勘案し検討。 ○ 事務処理基準の統一等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村が行う窓口対応等について統一的な取扱いとするよう事務処理基準を策定(平成30年3月策定) ・ 都に寄せられた照会の中から参考になる事例について、事務処理例として、データベースを作成し、区市町村に提供(平成31年3月作成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証は各区市町村が交付 ・ 様式・色・有効期間(2年間)を統一 ・ 事務処理基準を策定(平成30年3月)、法改正等反映のうえ適宜改定 ・ 事務処理例を区市町村に提供(平成31年3月作成)、以降毎年度末更新
事務の効率化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国保の手引き(外国語版)の作成や医療費通知を統一的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保の手引き(外国語版※)の作成(令和元年度から活用、令和2年度改正)。※ 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語 ・ 医療費通知の内容について、区市町村及び国保連合会と協議し、令和2年度から国保連合会において新規委託受け入れを開始

第10章 施策の実施のために必要な都及び区市町村間の連絡調整等

項目	現行の運営方針の記載	現状・取組の状況など
東京都国民健康保険連携会議	○ 区市町村及び東京都国保連合会からなる東京都国民健康保険連携会議を設置し、納付金等の算定や、運営方針に係る事項等について、きめ細かく協議を行っていく。	(東京都国民健康保険連携会議 開催回数) 令和3年度:3回 令和4年度:3回
広報・普及啓発活動	○ 対象者等に応じた媒体を活用した広報・普及啓発等。医師会・歯科医師会・薬剤師会への協力依頼等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都は医薬品適正使用に関するリーフレットや残薬バッグを配付し被保険者向け普及啓発(2年度)(再掲) ・ 都は、医師会、糖尿病対策推進協議会の三者の連名で「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定(平成30年3月)(再掲) ・ 都は、学識経験者、医療関係者、都民代表等で構成される後発医薬品安心使用促進協議会の設置(令和元年6月)(再掲)
PDCAサイクルの実施	○ 国保事業の継続的な改善に向けたPDCAサイクルを循環させるため、本運営方針に定める取組について、都繰入金の交付基準、各種研修計画及び指導検査計画等に反映し実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本運営方針に定める取組について、都繰入金の交付基準、各種研修計画及び指導検査計画等に反映し実施

東京都国民健康保険運営方針(改定案)の概要

下線は、現行の運営方針からの主な修正点

第1章 方針策定の趣旨

○策定の目的

都と区市町村が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営及び区市町村が担う国保事業の広域化・効率的を推進する。

○根拠 国民健康保険法第82条の2

○対象期間 令和6年4月～令和12年3月 *法改正により運営期間が法定化(おおむね6年)
3年ごとに分析、評価。必要に応じて運営方針の変更

第2章 国民健康保険制度の意義と保険者が果たすべき役割

- ・国保制度は、被保険者間の相互扶助を基本とした社会保険制度であり、国民皆保険制度の基礎をなすものである。
- ・保険者である都道府県及び区市町村は、国保制度の安定的な運営の確保及び被保険者の健康保持に向けて取り組む

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

○財政収支の改善に係る基本的な考え方

- ・決算補填等を目的とする法定外繰入等（解消・削減すべき赤字）の計画的・段階的な解消が図られるような取組が必要

○赤字解消・削減の取組

- ・解消・削減すべき「赤字」は、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合計額
- ・赤字の解消・削減に当たっては、区市町村それぞれの事情を勘案し、医療費適正化や収納率向上に取り組むとともに、計画的な保険料（税）率の見直しが必要
- ・赤字が発生している区市町村については、赤字解消の目標年次を定めた上で、医療費適正化、適正な保険料（税）率の設定等、計画に定めた赤字削減に向けた具体的な取組を実施
- ・都は、「区市町村国保財政健全化計画」及び法定外繰入等の額、解消予定年次等が見える化し、公表するほか、各区市町村の決算状況に基づく分析を行うなど解消・削減すべき赤字要因の分析や対策の整理、必要な助言
- ・都全体における赤字解消目標年次を設定

○財政安定化基金の運用

- ・貸付・・・保険料（税）収納額の低下により財源不足となった場合に、申請に基づき区市町村に行う
- ・交付・・・災害、景気変動などの特別な事情が生じた場合に、申請に基づき区市町村に行う
- ・取崩・・・保険給付費の増大により都において財源不足となった場合に、基金を取り崩す
- ・財政調整事業・・・国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に、
決算剰余金について財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で基金を取り崩す
*令和4年度より新たな機能として追加された

第4章 区市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項

○納付金及び標準保険料率の基本的考え方

- ・将来的には保険料水準の平準化を目指していくが、都内区市町村では医療費水準や保険料(税)収納率の差異があるため、直ちに完全統一の保険料水準を目指すのは困難
- ・今後、医療費適正化や収納率向上を推進していくとともに、保険料水準の平準化を図っていく
- ・まずは、納付金算定において医療費水準等を反映せず、各区市町村の所得水準と被保険者数のみを用いることとすることに取
り組む

○納付金の算定方法

- ・納付金算定において、令和6年度から医療費指数反映係数 α (現状 $\alpha = 1$)を段階的に引き下げるとともに、個別事情による納付金調整について共同負担化し、令和12年度までに $\alpha = 0$ とする納付金ベースにおける統一を目指す
- ・所得係数は都の所得水準に応じた値とする
- ・ α の引き下げ等納付金の算定方法を変更することにより、影響を受ける区市町村が想定されるため、 α を段階的に引き下げるとともに、納付金ベースの統一までの間、都繰入金を活用した経過措置を実施

○標準的な保険料算定方式

- ・区市町村において採用されている方式を勘案し、二方式(賦課すべき総額を所得割、被保険者均等割によって按分)とする
- ・各区市町村の応能割(所得割)と応益割(均等割)は「当該区市町村の所得係数:1」として算定する

○標準的な収納率

- ・区市町村ごとに直近の収納率実績を用いて毎年度設定する

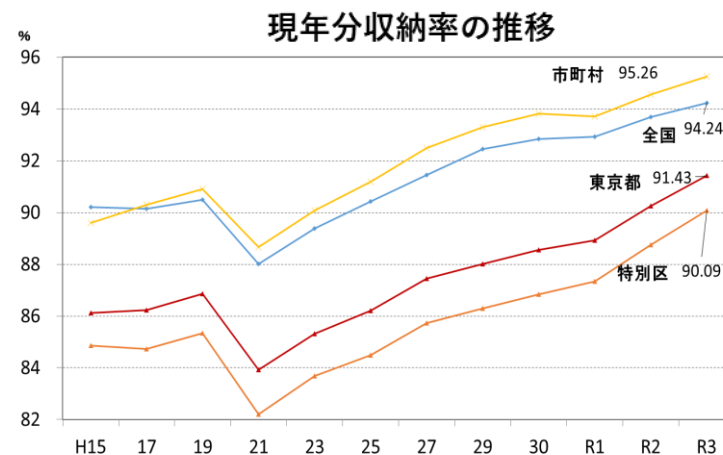
第5章 区市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

○現年分収納率

- ・全国平均以上の収納率を目標に設定

○目標収納率

- ・区市町村別に前年度の現年分収納率実績に対する伸び率を目標設定
- ・最も高い収納率の区分の場合は維持することを目標



目標収納率(現行)

前年度の 現年分収納率	目標収納率	
	令和3～5年度	令和3年度 達成 自治体数
85%未満	前年度実績+1.50pp	1 / 1
85%以上90%未満	前年度実績+1.00pp	7 / 9
90%以上95%未満	前年度実績+0.50pp	17 / 28
95%以上97%未満	前年度実績+0.10pp	10 / 13
97%以上100%以下	前年度実績を維持	9 / 11

目標収納率(検討案)

前年度の 現年分収納率	目標収納率	
	令和6～8年度	
85%未満	前年度実績+1.50pp	
85%以上90%未満	前年度実績+1.00pp	
90%以上95%未満	前年度実績+0.50pp	
95%以上97%未満	前年度実績+0.10pp	
97%以上99%未満	前年度または前々年度実績以上	
99%以上100%以下	99%以上を維持	

○収納率向上対策の推進

- ・国保制度の維持及び被保険者間の負担の公平性の確保の観点から、保険料(税)の確保は重要であり、区市町村は被保険者の状況に応じてきめ細かく対応
- ・都は、研修内容の充実・体系化、徴収指導員による実地支援の充実、効果的な取組の横展開等や業務のデジタル化等を支援

第6章 区市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

○レセプト点検の充実強化

- ・都は、専門指導員による助言、都繰入金による財政支援等を実施

○柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費の支給適正化

- ・都は、講習会の実施、都繰入金による財政支援、不正事案に係る情報提供等を実施

○海外療養費の支給適正化

- ・翻訳・診療内容審査などの区市町村の事務処理の効率化や不正請求防止の一層の推進を図るため、都は情報提供等を実施

○第三者行為に係る求償事務等の取組強化

- ・都は、東京都国保連合会等と連携した助言・情報提供、関係機関との協力体制の構築などを通じて第三者直接求償の取組推進等を実施
- ・法改正により、令和7年4月から都道府県委託が可能とされるため、国の動向を踏まえ適切に対応

○高額療養費の多数回該当の取扱い

- ・都は、区市町村において統一的な運用が行えるよう、随時相談に応じ事例を情報提供

○都道府県による保険給付の点検、事後調整

- ・都は、広域的・専門的見地から、区市町村が行った保険給付の点検等を実施

第7章 医療費の適正化の取組に関する事項

○都は、**第四期東京都医療費適正化計画**等に掲げる関連施策との整合性を図り、都内全体の健康水準の向上や医療費適正化に資する取組を進める。

○保健事業実施計画(データヘルス計画)推進

- ・データヘルス計画は、データヘルス計画策定の手引き(令和5年5月18日改正)において、都道府県単位で標準化することとされた。
- ・区市町村：データを分析して地域の健康課題を把握し、目標や評価指標を設定して、健康課題の解決に向けて効果的・効率的な保健事業を実施するための計画を策定、PDC Aサイクルに沿った事業展開 等
- ・都：区市町村が計画策定に活用する「標準化ツール」及び計画の目標や評価指標の設定に活用できる「共通評価指標」を提供、「標準化ツール」及び「共通評価指標」により把握した内容を活用し、効果的な保健事業の実施を支援 等

○特定健診・特定保健指導の推進

- ・令和6年度からの第4期特定健診等実施計画期間からは特定保健指導の評価方法にアウトカム評価が導入される。
- ・区市町村：特定健診を受けやすい環境の整備、特定健診・特定保健指導実施率向上に向けた効果的な取組 等
- ・都：実施率向上に向けた効果的な取組の横展開、アウトカム向上に向けた先進的な事例の収集等、都繰入金を活用した特定健診・特定保健指導の実施率向上の支援 等

○生活習慣病発症・重症化予防の取組の推進

- ・保険者には、循環器病の発症予防と早期発見に向けた取組や知識の普及啓発が求められている。
- ・区市町村：被保険者の健康に対する気づきにつながる取組等、生活習慣病や生活習慣病予備群の人に対して医療機関への受診勧奨、保健指導等の取組、糖尿病性腎症重症化予防の取組 等
- ・都：糖尿病性腎症重症化予防プログラムを必要に応じて改定、特定健診等の機会を捉えた循環器病の発症予防の啓発を促進 等

第7章 医療費の適正化の取組に関する事項

○加入者の適正受診・適正服薬に向けた取組

- ・ 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和5年7月20日一部改正）では、多剤投与の取組対象の拡大、抗菌薬処方の適正化やリフィル処方箋の活用により、医療資源の効果的・効率的な活用の推進を図ることとされている。
- ・ 区市町村：関係機関と連携して重複・多剤服薬者に服薬情報通知、服薬指導 等
- ・ 都：関係機関と連携し広域的な調整や事業の推進体制の構築支援、保険者協議会と連携し、適正服薬の向上に向けた普及啓発 等

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

- ・ 国は令和5年度に後発医薬品使用促進の目標を見直すこととしており、バイオ後続品についても目標を設定している。
- ・ 区市町村：被保険者への理解促進、差額通知の送付等による後発医薬品への切替えの促進及び切替効果額の検証、地域の関係団体との連携促進 等
- ・ 都：レセプトデータ等を活用した区市町村別の使用割合の分析・提供、国の目標設定を踏まえた目標及び必要な取組の検討 等

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の推進

- ・ 健康保険法等改正法により、令和2年4月から区市町村国保の保健事業及び後期高齢者の保健事業と介護保険の地域支援事業とを一体的に実施することが規定
- ・ 区市町村:高齢者医療、健康づくり、介護等の庁内連携体制の整備
医療専門職を配置し、高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握するとともに、地域の健康課題を分析、事業企画
通いの場等への積極的関与 等
- ・ 都: 令和6年度までに全区市町村で一体的実施が取り組めるよう 東京都後期高齢者医療広域連合と連携して必要な情報提供、取組事例の紹介、 区市町村が配置する医療専門職の人材育成 等

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

○保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携

- ・都の取組 国保部門と保健医療部門等の連携推進 等
- ・区市町村の取組 地域包括ケアに関する会議体・地域ネットワークへの国保部門の参画 等

○国保データベース(KDB)システム等情報基盤の活用

- ・都は、KDBシステム等の健診・医療に係る情報基盤を活用し、地域の健康課題等の把握、区市町村等への必要な助言及び支援を実施

第9章 区市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

○事務の標準化

- ・ オンライン資格確認の普及に向けた対応

マイナンバーカードと被保険者証の一体化に向けて、都は、区市町村業務が円滑に進むよう、情報提供や国への提案など区市町村を支援

また、資格確認書の様式等について、事務の標準化を目指す

- ・ 市町村事務処理標準システムの導入

区市町村は、令和7年度末までにガバメントクラウドの活用を伴うシステム標準化を実施

都は、各区市町村のシステム運用等に関する情報を収集し、令和7年度末までの導入年度ごとの市町村数を記載したスケジュールを策定・システム標準化の進捗状況を把握するとともに、区市町村に適宜情報提供を実施

- ・ 事務処理基準の統一及び積極的な情報提供

都は、各区市町村の事務処理基準について区市町村と検討、事務処理の方法について情報収集し区市町村に提示

○事務の効率化に向けた検討

- ・ 今後も引き続き、区市町村事務の実態を踏まえ、事務の効率化について区市町村と検討

第10章 施策の実施のために必要な都及び区市町村間の連絡調整等

○国保連携会議の開催

- ・ 運営方針に係る事項等について、都、区市町村、東京都国保連合会からなる東京都国民健康保険連携会議を開催し、きめ細かく協議

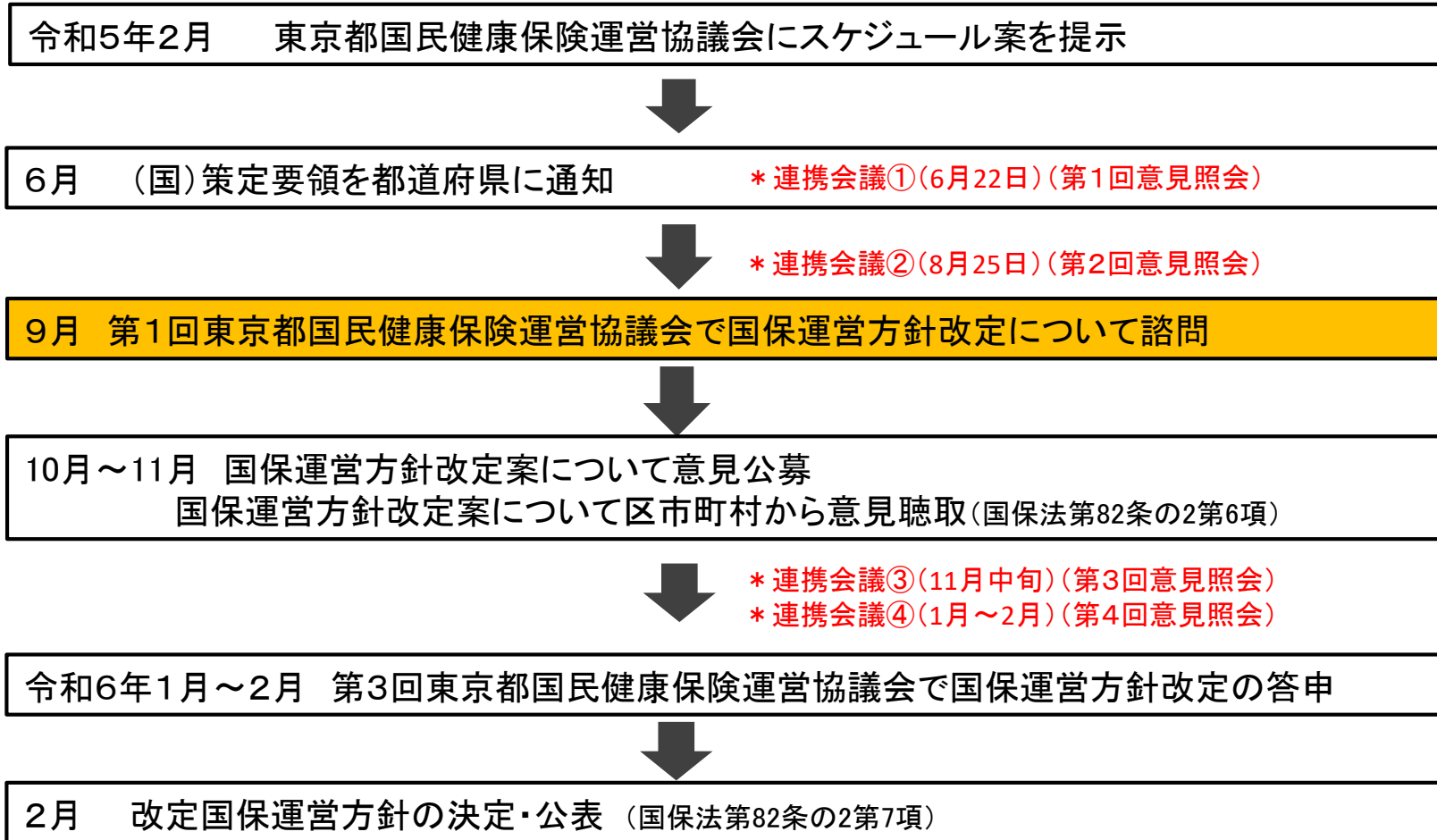
○広報・普及啓発活動

- ・ 被保険者に向けた広域的な普及啓発等、医療費適正化の取組に係る関係団体への協力依頼等を実施

○PDCAサイクルの実施

- ・ PDCAサイクルを循環させるため、本運営方針に定める取組について、都繰入金の交付基準や指導検査計画等に反映・実施

運営方針策定の流れ(予定)



※前回との変更点

医療費適正化計画と同時改定であることから、公表時期を12月から2月とする。

5 今後のスケジュール

今後のスケジュール(案)

